

森林土木関連事業者からの意見・要望

平成28年3月9日

分類	意見要望の概要	回答方針	備考
資格審査	総合評価の施工計画(技術提案)の評価点について、当局は12点ですが、他局において5点or10点となっています。 評価点を下げて頂けないでしょうか。 現在、国土交通省においては、1億を超える工事でも技術提案のない入札が多くなっています。	簡易な施工計画(技術提案)の配点は、林野庁が基準として定めた配点を基に、当局の工事の内容、地域の実情等を考慮して決定しています。 なお、簡易な施工計画(技術提案)は、林野庁が定める一定規模以上の森林土木工事の特性に応じた施工管理、品質管理等の内容を確認し、それ以外の評価項目と入札価格とを併せて総合的に評価して落札者を決定するために作成いただいています。	
積算	①木材の伐採、搬出、産廃処理の費用の見直し ②関係道路(工事使用)の補修費の計上	①木材の伐採、搬出は森林整備保全事業標準歩掛に記載のとおりです。 産廃処理費用については、見積もり徴収又は府県単価により決定しています。 ②必要な補修は、監督職員と協議願います。	
積算	モノレール架設において、企業努力にてリース期間を短縮させた場合、当初のリース期間の費用から減額するのは見直して頂きたい。 それでは企業努力の甲斐がない。 また、諸事情によりリース期間が延長された場合にも、費用の増額になることはあまり無いように思います。ご検討ください。	仮設工は、所要の期間のみ計上するものであることから、リース期間が短縮となった場合、減額する必要は生じます。 また、正当な理由によりリース期間が延長となった場合は、増額の協議に応じることとしています。	
積算	①産業廃棄物の処理費の経費を積算に算入して頂きたい。 ②重機の燃料の運搬費計上を考慮して頂きたい。 ③工事資材を全て現場着価格にして頂きたい。 ④木製構造物を実際の施工歩掛にして頂きたい。 ⑤現場の測点管理を座標で行えるようにして頂きたい。	①森林整備保全事業設計積算要領により、含むことが出来ないこととなっています。ただし、管理費の取り扱いが定められている府県については算定することとしております。 ②一般的な資材の運搬は共通仮設費に含まれると判断しています。 ③現場条件を反映した積算となるよう努めていますが、現場着価格については、個々の資材の実勢単価との乖離を検証しながら対応したいと考えます。 ④林野庁において、工程調査を継続して実施しています。調査へのご協力をお願いします。 ⑤座標で管理していただいて、差し支えありません。 なお、施工管理基準との数値の照合については、監督職員と協議をお願いします。	
設計	①林業専用道の土砂運搬車両においては、コスト重視で実際には使用されていない車両(6～7tダンプトラック等)を選択されていますが、土砂運搬は走行頻度が高く、工事時の走路の痛みも激しいことから、接地圧の低い不整地運搬車両(10tクラスの全旋回型)を積極的に採用して頂きたい。	①森林整備保全事業標準歩掛により、不整地運搬車の車種は、6t車を標準としております。	
積算	②入札の公告資料として、施工条件書、施工経費内訳書、並びに明細書を添付して頂き、また備考には治山林道必携のページ番号等を記載等、要望を受け入れて頂きありがたい。 しかし、備考欄にもう少し詳細な記載をお願いできないでしょうか？ 当社の積算システムでは、掘削や床掘において、バックホウの旋回角度が選択できます。 正確な積算をするためにも、例えば掘削で90°や、積込掘削は180°旋回等、詳細な条件を記載して頂きたい。	②要望については、掘削・床掘機械の規格・仕様についての記載方法の検証を行い、公表に向け改善していきます。	

<p>施工管理</p>	<p>①情報共有システムの利用について 提出書類は、大半が紙面によるものである。 書類の提出には事務所が遠方のため、移動時間が多くかかります。 打合せ書類等もメールでの対応を行いますが、メールでは正規な対応とはならないので、他機関と同様に情報共有システムによる対応を望みます。</p>	<p>①新規のソフトには、使用許可が必要となりますが、セキュリティーの関係から多種多様なソフトの導入に制限があります。 このことから、一般的なソフトを使用しての監督職員との連絡をお願いします。 また、国有林野事業工事請負契約約款に記載のとおり、報告等は書面により行うとありますので、ご理解願います。</p>	
<p>変更設計</p>	<p>②当初設計での仮設が困難な場合、施工内容が変更となった場合、工期に影響するとともに、下請施工業者との契約が締結できない状況となります。 施工内容が変更となった場合、工事協定での進捗では概算の金額がしめされないことから、概算でも良いので金額的な指示を頂きたい。</p>	<p>②条件変更については、契約約款第18条及び第19条により、現場条件を反映した変更となるよう努めております。なお、金額の指示は出来ないので、ご理解願います。</p>	
<p>施工</p>	<p>③治山工事標準仕様書第432条4項により、「打ち継ぎ間隔を日数で除した値が0.3m/日を上回らないよう打設計画を設定する」とあります。 鉛直方向の打設においても、上記基準によるものとなっています。 ただし、残存型枠による場合はこの限りではないとのことですが、残存型枠も加工時間が必要であり、結局早期の打設が困難です。 他機関では、リフト高0.75m以上～1.0m未満は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満は4日(中3日)、1.5m以上～2.0m以下は5日(中4日)となっていますが、水平打ち継ぎは、脱型強度の確認で初期強度(3.5N)が確認されれば、問題なしとされ、概ね2日後には打設は可能となっています。 また、残存型枠使用の場合、連続ブロックの同時打設も可能となっています。 他機関と同様の取り扱いを望みます。</p>	<p>③治山工事標準仕様書による打設間隔の確保をお願いします。</p>	
<p>変更設計</p>	<p>現地の状況が標準歩掛の適用条件に適合しない場合、設計変更の対象と認識していますが、その条件とはどのような場合でしょうか。</p>	<p>現場条件は個々に違いがあり、ご意見だけでは判断できませんが、工事実行に伴う図面等との不一致については、設計変更の対象としております。 その都度、監督職員と協議をお願いします。</p>	